| | | |
|---|---|---|
| 広島県のうち<br>三原市 | 同時に給油することができる自動車の数が四以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 広島県のうち<br>尾道市 | 同時に給油することができる自動車の数が三以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十三キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が六キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 広島県のうち<br>福山市 | 同時に給油することができる自動車の数が四以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 広島県のうち<br>府中市 | 同時に給油することができる自動車の数が六以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 広島県のうち<br>庄原市 | 同時に給油することができる自動車の数が六以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |

| | | |
|---|---|---|
| 広島県のうち<br>大竹市 | 同時に給油することができる自動車の数が五以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十六キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が四十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十五キロリットル以上<br>五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 広島県のうち<br>東広島市 | 同時に給油することができる自動車の数が四以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が三十五キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十五キロリットル以上<br>五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 広島県のうち<br>廿日市市 | 同時に給油することができる自動車の数が四以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が九・五キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 広島県のうち<br>安芸高田市 | 同時に給油することができる自動車の数が五以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 広島県のうち<br>山県郡のうち安芸太田町 | 同時に給油することができる自動車の数が四以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が四十キロリットル以上<br>五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |